

**徳山下松港事業継続計画
(感染症編)**

令和4年2月

徳山下松港事業継続計画協議会

策定、改訂等の履歴一覧

| 日付 | 改訂箇所・追加資料 | 改訂内容等 | 備考 |
|---------|-----------|-----------|----|
| R4.2.15 | — | 感染症編の新規策定 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 徳山下松港事業継続計画（感染症編）の基本方針 | |
| 1. 1 計画の必要性 | 3 |
| 1. 2 対象とする感染症 | 3 |
| 1. 3 港湾機能の目標 | 3 |
| 1. 4 想定する対応期間・流行段階 | 4 |
| 1. 5 港湾機能に影響を与える事象 | 5 |
| 1. 6 計画の対象範囲 | 6 |
| | |
| 2. 実施体制 | |
| 2. 1 協議会の構成 | 8 |
| | |
| 3. 各流行段階において想定されるリスク | |
| 3. 1 貨物船等の入港時 | 11 |
| 3. 2 フェリー等の入港時 | 11 |
| 3. 3 感染症が懸念される中での災害対応 | 12 |
| | |
| 4. 対応計画 | |
| 4. 1 貨物船・フェリー等の入港時の対応計画 | 15 |
| 4. 2 災害対応時の対応計画 | 19 |
| | |
| 5. マネジメント計画 | |
| 5. 1 事前対策 | 22 |
| 5. 2 教育・訓練 | 23 |
| 5. 3 事業継続計画の見直し・改善 | 23 |

1 徳山下松港事業継続計画（感染症編）の基本方針

1. 1 計画の必要性

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船での乗客・乗員の感染、患者の搬送や船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、資源・エネルギー・穀物においてほぼ 100%を海外からの輸入に依存し、貿易量の 99.6%は船舶を利用するなど、港湾は、国民生活・社会経済活動を支える物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代においては、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる。港湾において、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能を継続・維持していくことが求められている。これを実現する上では、対応のあり方をあらかじめ明らかにし、感染症発生・拡大時における具体的活動計画を定めておくことが効果的である。以上の背景から、徳山下松港事業継続計画に新たに感染症編（以下「感染症BCP」）を加えるものである。

1. 2 対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」と言う）を念頭に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫及び接触といった感染経路のその他の感染症にも準用する。

1. 3 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が発生するほか、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

図1-1に感染症BCPの概念図を示す。自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応してい

くことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性がある。危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）を準備し、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）を実践することで、許容限度以上の水準で港湾機能を維持し早期に復旧していくこととする。

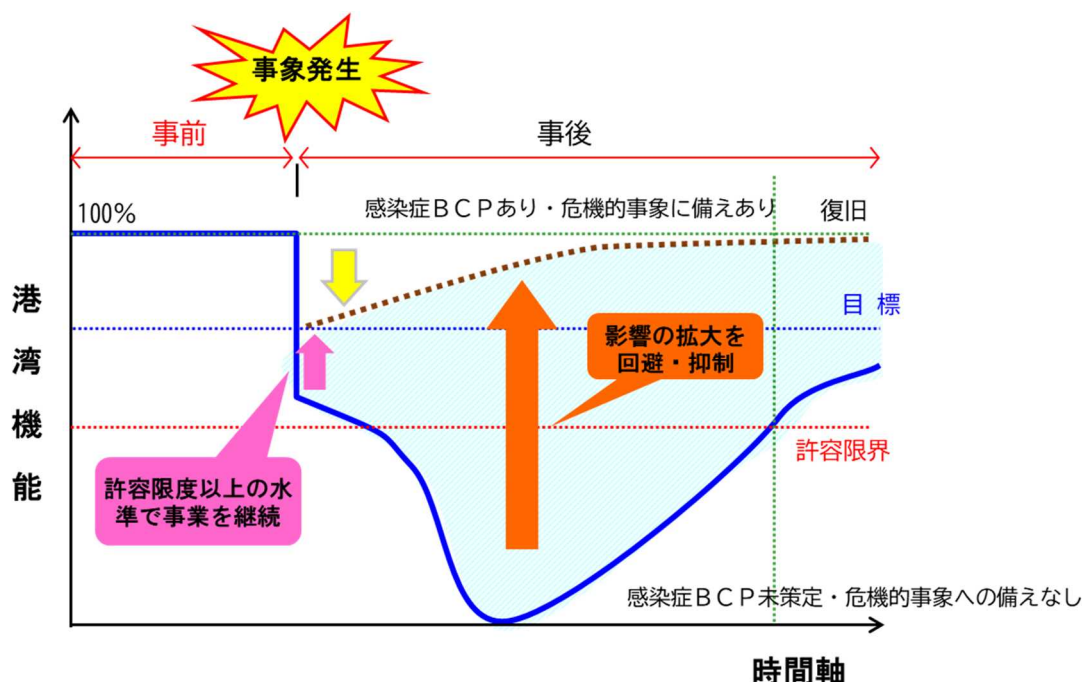


図 1—1 港湾における感染症BCPの概念

1. 4 想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。

感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

1. 5 港湾機能に影響を与える事象

港湾機能継続に影響するケースとして、a) 感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時と b) 感染症が懸念される中での災害対応時を想定する。ここで、a) について、人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とし、対象船舶は以下の通りとする。

- ・ 物流の観点からは、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする（以下、「貨物船等」とする）。
- ・ 旅客の観点からは、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする（以下、「フェリー等」とする）。また個別船舶とは別に、感染症発生時の災害対応で使用する船舶（入浴支援、支援物資輸送、宿泊施設の代用としての船舶）についても対象とする。なおクルーズ船は対象外とする。

1. 6 計画の対象範囲

(1) 徳山地区・新南陽地区

徳山下松港の徳山地区・新南陽地区の感染症BCPの対象範囲は、徳山地区・新南陽地区全域とする。主要な公共係留施設を表1-1に示す。

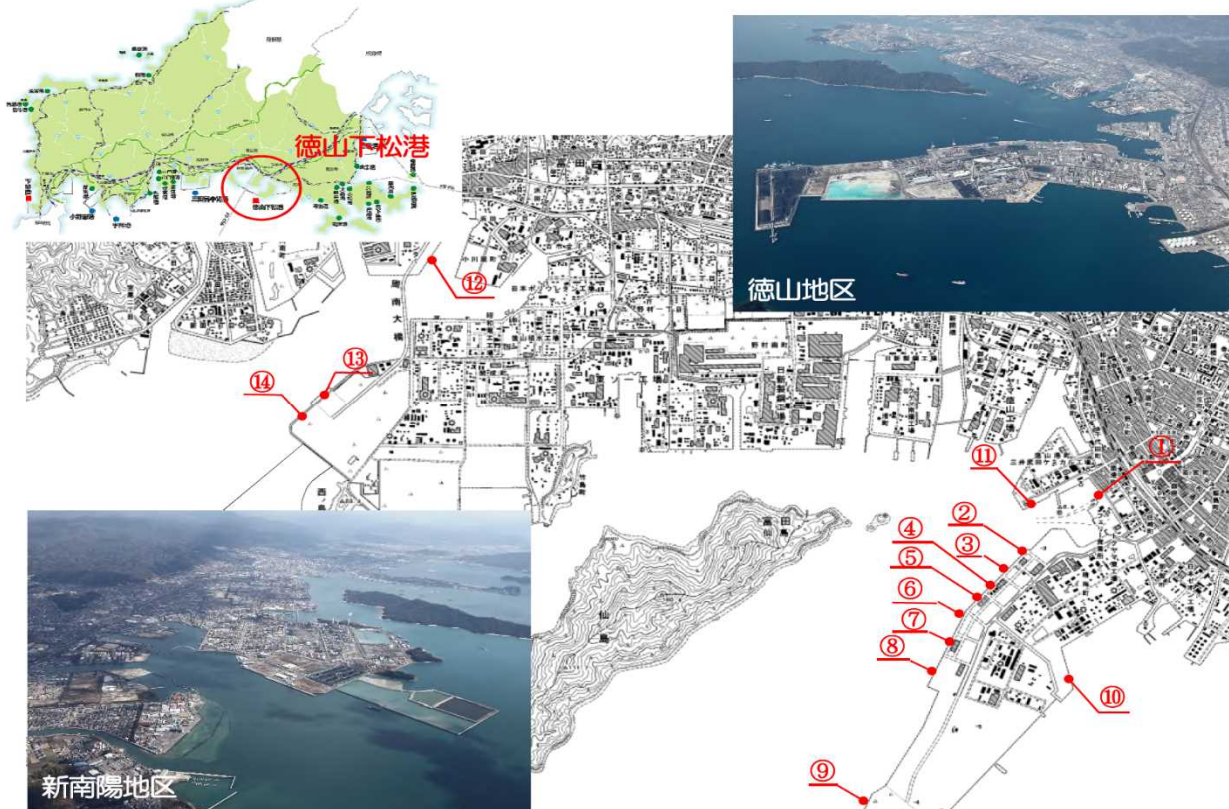


表1-1 徳山下松港（徳山地区・新南陽地区）の主要な公共係留施設一覧

| 地区 | 施設名 | 構造形式 | 水深 (m) | 延長 (m) | 備考 | 番号 |
|-------|---------|------|-----------|-----------|---------|----|
| 徳山地区 | 築港物揚場 | 重力式 | -3.0 | 30.0 | 離島定期船対応 | ① |
| | 晴海1号岸壁 | 重力式 | -7.5 | 130.0 | | ② |
| | 晴海2号岸壁 | 重力式 | -7.5 | 130.0 | | ③ |
| | 晴海3号岸壁 | 重力式 | -10.0 | 185.0 | | ④ |
| | 晴海4号岸壁 | 重力式 | -10.0 | 185.0 | | ⑤ |
| | 晴海5号岸壁 | 重力式 | -10.0 | 170.0 | 耐震強化岸壁 | ⑥ |
| | 晴海6号岸壁 | 重力式 | -10.0 | 200.0 | | ⑦ |
| | 晴海7号岸壁 | 重力式 | -12.0 | 240.0 | コンテナ対応 | ⑧ |
| | 晴海9号岸壁 | 重力式 | -14.0 | 280.0 | | ⑨ |
| | 晴海東物揚場 | 重力式 | -4.0 | 405.0 | | ⑩ |
| | 港町岸壁 | 栈橋式 | -6.0 | 141.0 | | ⑪ |
| 新南陽地区 | 平野岸壁 | 重力式 | -5.5 | 270.0 | | ⑫ |
| | 新南陽岸壁 | 栈橋式 | -10.0 | 170.0 | | ⑬ |
| | 新南陽N6岸壁 | 栈橋式 | -12.0 | 210.0 | | ⑭ |

(2) 下松地区・光地区

徳山下松港の下松地区・光地区の感染症BCPの対象範囲は、下松地区・光地区全域とする。主要な公共係留施設を表1-2に示す。

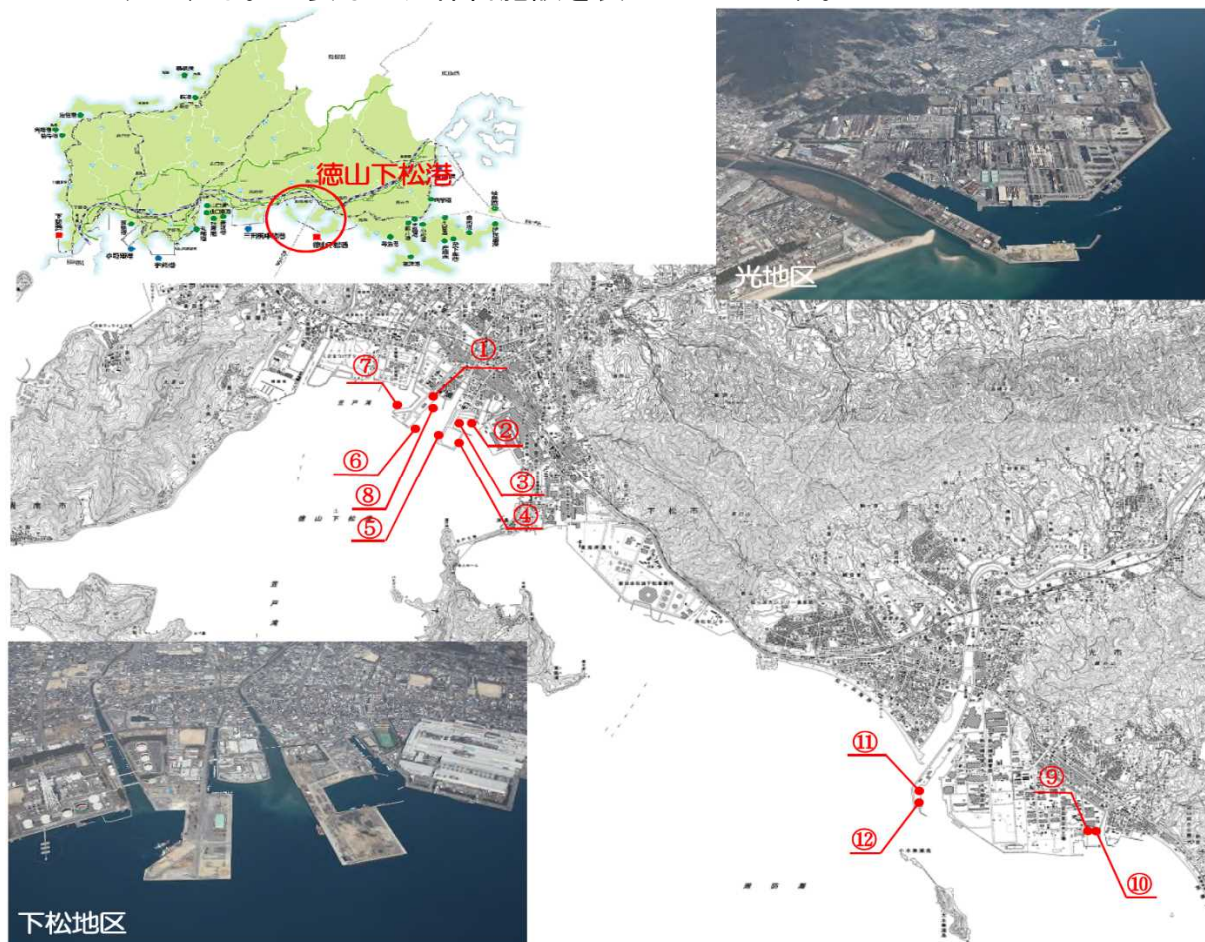


表1-2 徳山下松港（下松地区・光地区）の主要な公共係留施設一覧

| 地区 | 施設名 | 構造形式 | 水深 (m) | 延長 (m) | 備考 | 番号 |
|------|---------------------|---------|-----------|-----------|----|----|
| 下松地区 | 玉鶴川沖物揚場 | 重力式 | -4.0 | 165.0 | | ① |
| | 下松第1 15頭物揚場(-3.0m) | 矢板式・重力式 | -3.0 | 230.0 | | ② |
| | 下松第1 15頭物揚場(-4.0m) | 重力式 | -4.0 | 165.0 | | ③ |
| | 下松第1 15頭物揚場B(-4.0m) | 重力式 | -4.0 | 260.0 | | ④ |
| | 下松第1 15頭岸壁(-7.5m) | 重力式 | -7.5 | 260.0 | | ⑤ |
| | 下松第2 15頭岸壁(-10.0m) | 重力式 | -10.0 | 370.0 | | ⑥ |
| | 下松第2 15頭岸壁(-5.5m) | 重力式 | -5.5 | 360.0 | | ⑦ |
| | 下松第2 15頭岸壁(-7.5m) | 重力式 | -7.5 | 130.0 | | ⑧ |
| 光地区 | 光井物揚場 | 重力式 | -4.0 | 150.0 | | ⑨ |
| | 光井物揚場 | 矢板式 | -4.0 | 150.0 | | ⑩ |
| | 島田岸壁 (-5.5m) | 栈橋式 | -5.5 | 180.0 | | ⑪ |
| | 島田岸壁 (-7.5m) | 矢板式 | -7.5 | 130.0 | | ⑫ |

2 実施体制

2.1 協議会の構成

感染症BCPは、現在の徳山下松港事業継続計画協議会の構成員に山口県周南健康福祉センター及びフェリーを運航する2社を加えた体制で推進する（表2-1参照）。また状況により水際・防災対策連絡会議との情報共有、連携が必要となる。水際・防災対策連絡会議の構成を表2-2に示す。

表2-1 徳山下松港感染症BCP推進体制

令和4年2月現在

| 区分 | 構成員の名称 |
|--------|---------------------------|
| 港湾利用者等 | 東ソー株式会社南陽事業所 |
| | 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア |
| | 株式会社トクヤマ徳山製造所 |
| | 出光興産株式会社徳山事業所 |
| | 日本化学工業株式会社徳山工場 |
| | 日本精蠟株式会社徳山工場 |
| | ENEOS株式会社下松事業所 |
| | 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア |
| | 日本ゼオン株式会社徳山工場 |
| | 周南バルクターミナル株式会社 |
| | 中国地方港運協会徳山下松支部 |
| | 大津島巡航株式会社 |
| | 周防灘フェリー株式会社 |
| 行政機関 | 徳山海上保安部 |
| | 門司税関徳山税関支署 |
| | 広島出入国在留管理局周南出張所 |
| | 中国運輸局山口運輸支局 |
| | 広島検疫所徳山下松・岩国出張所 |
| | 周南警察署 |
| | 下松警察署 |
| | 光警察署 |
| | 周南市消防本部 |
| | 下松市消防本部 |
| | 光地区消防組合消防本部 |
| | 山口県周南健康福祉センター |
| 事務局 | 中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所 |
| | 山口県周南港湾管理事務所 |
| オブザーバー | 山口県土木建築部港湾課 |
| | 周南市河川港湾課 |
| | 下松市土木課 |
| | 光市監理課 |

表 2 - 2 徳山下松港水際・防災対策連絡会議の構成（参考）

| 所属 |
|--------------------------|
| （行政機関） |
| 財務省 門司税関 徳山税関支署 |
| 法務省 広島出入国在留管理局 周南出張所 |
| 厚生労働省 広島検疫所 徳山下松・岩国出張所 |
| 農林水産省 神戸植物防疫所 広島支所 |
| 環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 |
| 防衛省 陸上自衛隊 山口駐屯地 第17普通科連隊 |
| 防衛省 海上自衛隊 呉地方総監部 |
| 国土交通省 中国運輸局 山口運輸支局 |
| 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 |
| 海上保安庁 徳山海上保安部 |
| 海上保安庁 徳山海上保安部 下松分室 |
| 山口県 警察本部 |
| 山口県 周南警察署 |
| 山口県 下松警察署 |
| 山口県 光警察署 |
| 山口県 周南港湾管理事務所 |
| 山口県 環境生活部 自然保護課 |
| 山口県 健康福祉部 健康増進課 |
| 山口県 周南健康福祉センター |
| 周南市 建設部 河川港湾課 |
| 周南市 消防本部 |
| 下松市 建設部 土木課 |
| 下松市 消防本部 |
| 光市 建設部 監理課 |
| 光地区消防組合消防本部 |
| （関係団体） |
| 東ソー株式会社 南陽事業所 |
| 日鉄ステンレス株式会社 山口製造所（周南エリア） |
| 日鉄ステンレス株式会社 山口製造所（光エリア） |
| 株式会社トクヤマ 徳山製造所 |
| 出光興産株式会社 徳山事業所 |
| 日本化学工業株式会社 徳山工場 |
| 日本精蠟株式会社 徳山工場 |
| ENEOS株式会社 下松事業所 |
| 日本ゼオン株式会社 徳山工場 |
| 周南バルクターミナル株式会社 |

| |
|-------------------------------|
| 中国地方港運協会 徳山下松支部 |
| 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中国支部 |
| 一般財団法人 中国港湾福利厚生協会 徳山下松支部 |
| 一般社団法人山口県トラック協会 周南支部 |
| 日本船舶代理店協会 中国四国地区 |
| 山口県内航海運組合 |
| (病院) |
| 地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院 |
| (事務局) |
| 国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所 |
| 山口県 土木建築部 港湾課 |
| |

3 各流行段階において想定されるリスク

3. 1 貨物船等の入港時

- ① 未発生期
 - ・ 特記事項なし。
- ② 海外発生期
 - ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
 - ・ 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク〈※②～⑤に跨るリスク〉
 - ・ 外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉
 - ・ 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉
 - ・ 船員間で感染が拡大し多人数が感染することにより、船舶自体の航行や荷役等への影響が長期に及ぶリスク〈※②～④に跨るリスク〉
 - ・ 通船の確保が難しくなり海上検疫や感染者の搬送に支障が出るリスク〈※②～④に跨るリスク〉
- ③ 国内発生早期
 - ・ 港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③～④に跨るリスク〉
 - ・ 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③～④に跨るリスク〉（特に緊急物資輸送時に留意）
- ④ 国内感染期
 - ・ 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク
- ⑤ 小康期
 - ・ 国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
 - ・ 貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

3. 2 フェリー等の入港時

- ① 未発生期
 - ・特記事項無し
- ② 海外発生期
 - ・徳山下松港には国際フェリー・外航定期旅客船が就航していないため特記事項なし。
- ③ 国内発生早期
 - ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
 - ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。〈※③～④に跨がるリスク〉
- ④ 国内感染期
 - ・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク（特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク）
 - ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク
- ⑤ 小康期
 - ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

3. 3 感染症が懸念される中での災害対応

- ① 未発生期
 - ・特記事項なし。
- ② 海外発生期
 - 外国からの支援に起因する感染症リスク
 - ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク
 - 貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク〈※②～④に跨るリスク〉

③ 国内発生早期

○他地域からの支援に関するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、他地域からの支援隊員の受け入れができないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ・他地域からの船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク
- ・リエゾン派遣職員¹・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④ 国内感染期

○他地域からの支援に関するリスク

- ・被災地に感染がまん延しており、他地域からの支援隊員の受け入れができないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ・他地域からの船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症をまん延させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

¹ リエゾンとは、防災機関から被災自治体の現地災害対策本部等に派遣する情報連絡員を指す。被災地の状況を正確かつ迅速に収集・報告する役割を担う。

- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・ 外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・ 被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 小康期

- ・ 措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

4 対応計画

4. 1 貨物船・フェリー等の入港時の対応計画

(1) 感染予防対策

貨物船・フェリー等の入港時における感染予防対策を以下に示す。

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「5 マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

事務局は、厚生労働省広島検疫所、山口県周南健康福祉センター（以下「防疫関係機関」）、国土交通省中国地方整備局等との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、感染症BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。

外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は、船社及びターミナル関係者等（以下「船社等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。

また、事務局は、これら情報を取りまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他の感染症BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて事務局は、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況の把握に努める。

③ 国内発生早期

事務局は、防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、感染症BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者は、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請する。

また、事務局は、これら情報を取りまとめ、他の船社等並びにその他の感染症BCP協議会構成員及び水際防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて事務局は、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④ 国内感染期

事務局は、防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例

や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、感染症BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者は、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請する。

また、事務局は、これら情報を取りまとめ、他の船社等並びにその他の感染症BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて事務局は、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防・防疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を行う。

⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾管理者は、引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、事務局は④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、構成員に対し感染症の予防・防疫資器材の補充を呼びかけるとともに、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表 4 - 1 各流行段階における対応方策

| 海外発生期 | 国内発生早期 | 国内感染期 | 小康期 |
|---------------------------|--------|------------------------------|----------------------------------|
| 検温やマスク着用等の所要の防疫措置 | | | |
| 感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有 | | | |
| 感染予防に係るポスター掲示やアナウンス | | | 感染予防に係るポスター掲示やアナウンス |
| 予防・防疫資器材の備え置き把握・他港との相互融通 | | | 衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し、感染症BCPの改訂 |
| | | 職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化 | |

(2) 感染者の疑いもしくは感染者が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船舶もしくは船舶代理店から、乗組員や乗客に感染者の疑いもしくは感染者が発見されたとの情報を得られた場合、その情報を入手した者は、防疫関係機関に連絡を行っているかどうかを確認するとともに、感染症BCP協議会事務局に情報を伝達する。事務局は、感染症BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。第2報以降の対応状況についても情報収集を行い、必要と判断される場合には情報共有を行うとともに、感染防止対策等の支援を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
 - ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
 - ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。
- 各フェーズにおける対応及びその主体を表4-2に示す。表は一例を示すものであり、適宜柔軟な対応を行うものとする。

表 4-2 各フェーズにおける対応及びその主体

|  対応項目 | 感染症BCP構成員 | | | | | | | | | | | | | 船舶・船社・船舶代理店等 |
|---|----------------|-------|----|-------|-----|-------|-----|-----|------|-------|------------|-----|---------|--------------|
| | 水際・防災対策連絡会議構成員 | | | | | | | | | | | | | |
| | 港湾管理者 | 海上保安部 | 税関 | 入国管理局 | 整備局 | 運輸局 | 検疫所 | 自治体 | 警察消防 | 港運事業者 | 民間企業フェリー会社 | 保健所 | その他加盟組織 | |
|  当該船員状況把握 第1報 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
|  情報共有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
|  当該船員状況把握 第2報以降 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
|  情報共有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | 必要の都度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
|  入港判断 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ◎ | | | | | | | ○ |
|  検疫場所調整 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ◎ | | | | | | | ○ |
|  陽性者対応 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ◎ | | | | | ◎ | | ○ |
|  濃厚接触者対応 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ◎ | | | | | ◎ | | ○ |
|  長期停泊の場合のバース調整 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ |
|  他港連携が必要な場合の調整 | ○ | | | | ◎ | | ◎ | | | | | | | ○ |

4. 2 災害対応時の対応計画

(1) 感染予防対策

災害対応時における感染予防対策を以下に示す。

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは「5 マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温等を行う。

③ 国内発生早期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小等を行う。感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

④ 国内感染期

災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

⑤ 小康期

事務局は、構成員に対し、感染予防対策用品の補充を促す。また、国土交通省港湾局が複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施する際には、教訓を提案する。

表 4-3 各流行段階における対応方策

| 海外発生期 | 国内発生早期 | 国内感染期 | 小康期 |
|--------------|-------------------------|-------|----------------------------|
| 災害対応従事者の感染対策 | | | |
| 災害対応従事者の検温 | | | |
| 支援船のバース調整 | | | |
| | 屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小 | | |
| | オンラインでのリエゾン対応の検討 | | 複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂 |

(2) 派遣隊員に感染者の疑いもしくは感染者が発生した場合の対応（各流行段階共通）




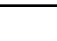


災害支援の派遣隊員に感染者等が発生した場合、防疫関係者に連絡を行うとともに、感染症BCP協議会事務局に連絡する。事務局は、構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。また被災地における感染状況については、派遣元の組織に適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

各フェーズにおける対応及びその主体を表 4-4 に示す。表は一例を示すものであり、適宜柔軟な対応を行うものとする。

表4-4 各フェーズにおける対応及びその主体（災害対応時）

|  対処項目 | 感染症BCP構成員 | | | | | | | | | | | | 災害支援派遣部隊、支援船 | |
|--|----------------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------------|---------|
| | 水際・防災対策連絡会議構成員 | | | | | | | | | | | | | |
| | 港湾管理者 | 海上保安部 | 税関 | 入国管理局 | 整備局 | 運輸局 | 検疫所 | 自治体 | 警察消防 | 港運事業者 | 民間企業フェリー会社 | 保健所 | | その他加盟組織 |
|  派遣部隊の感染状況把握、第1報 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
|  情報共有 | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ◎ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | |
|  派遣部隊の感染状況把握、第2報以降 | | | | | | | | | | | | | | ○ |
|  情報共有 | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ◎ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | ↓ ○ | |
|  陽性者対応、濃厚接触者対応 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ | | | ○ |

◎主体となる機関、○必要に応じ連携する可能性のある機関

5 マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

5. 1 事前対策

(1) 貨物船・フェリー等の入港

事務局は、感染症BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議等の場を活用して感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理、通船の確保等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

港湾管理者は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船、フェリー・定期旅客船等ターミナルにおける配乗条件の把握などの受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備²を行う。

また感染症BCP協議会構成員は、海外感染期に入った時点で、「4 対応計画」に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

(2) 災害対応

事務局はじめ構成員は、以下についてそれぞれに必要な事前調整を行う。

- ・ ホットラインの確認、及び感染症発生時における災害支援隊員の派遣方針に関する認識の共有。
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。

²地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

- ・ 関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した感染症BCPの拡充。
- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・ 感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・ 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ・ 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びPDCAによる実効性向上。
- ・ 防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整

5. 2 教育・訓練

感染症BCP協議会構成員は、広島検疫所や周南健康福祉センターが実施している関係機関が連携した感染症訓練をはじめとし、港湾における感染症の発生を想定した訓練を定期的実施することとする。特に海外発生期や国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。

事務局は、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的（毎年1回程度）に設けるものとする。

5. 3 事業継続計画の見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方にそって、感染症BCP協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成組織のBCP等に基づき、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてBCPに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的にBCPの修正を行うこととする。

なお、本BCPでは徳山下松港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である中国地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本BCPは港湾における対応を中

心に記載しているが、各流行段階において取られる徳山下松港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、BCPに的確に反映していくこととする。 (以上)